

農業者年金制度のご案内

① 農業者なら広く加入可能です。

国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は誰でも加入できます。脱退も自由で加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

② 安心できる積立方式・確定拠出型です。

積み立てた保険料とその運用益により年金額が決まります。加入者や年金受給者の数が増減してもその影響を受けない財政的に安定した制度です。

③ 保険料額は自由に決められます。

2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択でき、経営状況や老後設計に合わせて、いつでも見直すことができます。 ※35歳未満は月1万円からの保険料とすることもできます。

④ 一生涯受け取れる終身年金です。

65歳から受給開始で一生涯受け取ることができ、80歳前に亡くなられた場合でも、受け取れる予定だった現在価値相当額が死亡一時金として遺族に支給されます。

⑤ 税制面の優遇措置(社会保険料控除等)があります。

保険料の全額が所得税や住民税の社会保険料控除対象となり、節税につながります。また、運用益も非課税で、受け取る年金も公的年金等控除の対象となり、死亡一時金も非課税となります。

⑥ 一定の要件を満たせば保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告している方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者などで一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算で最大216万円)があります。この国庫補助は、経営承継など一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給できます。

※詳細は農業者年金基金ホームページ等をご確認ください。



○老後の備えは国民年金だけで大丈夫ですか？



国民年金の年金額は保険料を20～60歳まで全額納めた人は、満額で65歳から777,800円です。(月額約64,816円)【R4.4現在、日本年金機構HPより】

一方で農業者の老後の家計費は、現金支出で夫婦2人以上の世帯で約月額22万6千円と算定されており、国民年金だけでは夫婦2人で約9万7千円の不足と試算されます。

【総務省統計局家計調査年報2021年(令和3年)世帯主の年齢階級別消費支出額(二人以上の世帯)-2021年-より】

農業者年金はサラリーマンで例えると厚生年金部分に位置付けられており、保険料は社会保険料控除、年金は公的年金等の控除対象となっているなど、優遇措置があります。

◇ 農業者年金額の試算 ◇

加入年齢	納付期間	性別	保険料払込額 (政策支援加入 区分1の場合)	支給老齢 年金額(年額)	85歳までの 受取総額
30歳	30年	男性	720万円	54万9千円	1,098万円
		女性	(588万円)	46万2千円	924万円
35歳	25年	男性	600万円	42万6千円	852万円
		女性	(528万円)	35万9千円	718万円
45歳	15年	男性	360万円	22万2千円	444万円
		女性	(一 万円)	18万7千円	374万円

注) 保険料月2万円納付、運用利回り2.9%で試算した額です。

(新制度発足以降の20年間の運用利回りの平均は、年率2.94%です。)

○令和4年に農業者年金制度が改正され、さらに便利になりました。

(1) 保険料下限額が引き下げられました<令和4年1月から>

年金加入にはこれまで月2万円の保険料が必要でしたが、月1万円から引き下げられました(35歳未満で認定農業者に該当しない等、一定の要件を満たす場合)。

(2) 受給開始時期の選択肢が広がりました<令和4年4月から>

これまで65歳から年金の受給がされていましたが、ご自身が選択された場合、65歳を超えての受給に変更することができます。自身で積み立てた年金原資をより長期間運用することにより年金額が大きくなります(なお運用成績によってはそうならない場合があります)。※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です。

(3) 加入可能年齢が引き上げられました<令和4年5月から>

これまで60歳まで加入することができましたが、農業に従事(年間60日以上)する方で、60歳以上65歳未満の国民年金に任意加入している方は、65歳未満まで加入することができるようになりました。長く保険料を積み立てることで年金額の充実が図れます。

詳しい内容や加入のお申込みは農業委員会や最寄りのJAまで

三田市農業委員会事務局：TEL 079-559-5178

農業者年金基金ホームページ：<https://www.nounen.go.jp>